

〔續日本紀元七正〕養老元年十月戊寅正三位阿部朝臣宿奈麻呂正四位下安八萬王、從四位下酒部王、坂合部王、智努王、御原王、百濟王良虞、中臣朝臣人足等、益封各有差、

〔續日本紀元八正〕養老三年十月辛丑詔曰、略○中賜一品舍人親王內舍人二人、大舍人四人、衛士三十人、

益封八百戶、通前二千戶、二品新田部親王內舍人二人、大舍人四人、衛士二十人、益封五百戶、通前一千五百戶、

賜國

〔日本紀略九條〕正曆五年九月廿六日、前中納言藤原文範、加給封戶五十烟、

〔大槐秘抄〕上達部は封戸たしかにえて、節會旬、もしては臨時の御宴の祿を給はりて、はふく候ばかり也、祿法はめのれうなどに候也、それは多々にて候、おほよそみなたえ候にけり、忠雅中納言のゐて候、花山院と申所は、京極の太政大臣師實藤原の内大臣に任たる最前のとしの封戸をもちてつくりたる屋に候、家は我ちからをもちてつくりたるがはへは候とぞ申事にて候が、これぞ封をもてつくりたる所にて、其まゝにいまだやけぬ家にて候、今の上達部は、封戸すこしもえ候はず、庄なくばいかにしてかはおほやけわたくし候べき、近代の上達部、おほく國を給はり候は、封戸のなきがする事なめりと思候に、めさるゝこそ力をよばぬ事なれ、

〔殿曆〕嘉承元年九月廿九日丁巳、今夜祇園神人於河原呼、是丹波國司を訴申云々、卅日戊午、今日候、内自院有召、仍戊剋許參入、是大衆事也、民部卿被候、數剋之後、各退出、余忠實藤原還參、内侍宿祇園神民沙汰也、件神民向內府源雅實云々、雖然、今夜不向云々、內府是丹波國司兄也、件國彼內府沙汰也、仍神民可行、向內府許也云々、

〔台記〕天養二年元久安正月廿六日壬申、大和守源清忠遷任石見守、件石見攝政殿藤原忠通親吏務、本賜備前伊賀、今又加賜之、前後相合三々、國去年以清忠申任大和親吏務、遣殿下侍男共被檢注國內田、衆徒大興、追却御使、其後衆徒帶兵仗籠居興興下寺內、誓云、御使重下向時暫合戰、及命終之